

## ふるさと体験村の一時「全面休止」について

ふるさと体験村の運営につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から浜田市の直営により運営をしていますが、下記により 9 月 30 日をもって施設の営業を当分の間一時「全面休止」とすることとしました。

### 記

- 1 休止内容 ふるさと体験村全事業（宿泊、体験、入浴、食堂、特産品）
- 2 休止期間 平成 30 年 10 月 1 日から当分の間  
（当面、平成 31 年 3 月 31 日まで。検討結果によっては平成 32 年 3 月末までの可能性もあり）
- 3 休止理由
  - ①一連の不祥事などの影響により当初の想定より、大幅な収入減となり赤字が増大する見込みであること。
  - ②地域協議会からの要請もあり、直営をしてみりましたが、4 月以降の状況を見て、地域協議会からも一旦休止すべきとの声があること。
  - ③次期運営方法について、地域住民とも協議し、必要な組織等について、時間を掛けて検討してもらう必要があること。
  - ④全面休止ではなく、部分営業（公益事業等）も検討しましたが、施設への妨害行為、施設長の退任、一部市民からの連日にわたる指摘等の対応で職員が疲弊、職員の確保が難しいなどの理由により営業継続は困難と判断しました。
- 4 今後の対応
  - (1) 施設再開に向けての検討
    - ①庁内に関係部署による検討組織を設置し、下記について検討。  
ア施設の在り方や次期運営方法等について  
イ併行して施設運営に係る収支計画等について
    - ②地域住民による検討  
ア施設の位置付けや必要性について  
イ地域住民としての運営参画の可否と参画する場合の組織等について

（裏面へ）

## (2) 当面の措置等

### ① 施設管理

10月1日からの施設管理については、臨時職員及び弥栄支所職員等で最低限の維持管理を予算の範囲内で行います。

### ② 臨時職員の処遇

現在任用している臨時職員については、引き続き浜田市役所の臨時職員として任用できるよう配慮します。

### ③ 「孝凜株式会社」との委託契約

食堂及び特産品販売に伴う業務委託契約については、契約期間を9月30日までとし、委託料の支払及び清算は10月以降の対応とします。

### ④ 予約への対応

既に宿泊、体験及び宴会等に予約されている方につきましては、随時キャンセルの手続きをすることとします。

## ふるさと体験村 釣堀のヤマメ等について【訂正】

### 1 経過

(1) 8月7日(火)

- ・釣堀で大量死を確認。(死亡推定数 500匹程度)
- ・島根県浜田水産事務所に相談と原因調査を依頼。水位を下げて経過観測。

(2) 8月8日(水)

- ・釣堀で300匹程度の死亡を確認し、生存個体も顕著に弱っていたため、全て処分。(死亡推定数 400~500匹程度)

(3) 8月10日(金)、8月13日(月)

- ・島根県浜田水産事務所より、死亡原因と今後の対応方法の説明を受ける。

### 2 原因と今後の対応

(1) 死因 原虫(寄生虫の一種)と細菌性疾病

(※原虫は、エラに付着して窒息死の原因になる可能性があります)

(2) 原因

- ①アマゴやヤマメにとって水温が高かったものと推測され、抵抗力が落ちたものと考えられる。(死亡確認日は21~22℃)
- ②十分な清掃ができておらず、ヘドロが池の底に溜まっていた。
- ③魚のサイズに対し餌が大きく、抵抗力が弱まった。

(3) 今後の対応

- ①釣堀の清掃及び消毒を実施した後、釣堀を再開します。
- ②再開後の管理について
  - ・定期的に水を抜いてヘドロを除去します。
  - ・水温上昇が予想される日は、蓄水量を減らして換水率を上げます。

### 3 その他

死亡したアマゴは、ヤマメとして発注したものが誤って納品されました。今後の対応については、納入業者と協議しております。

#### 【訂正理由】

島根県浜田水産事務所より、アドバイスとして魚体に対して餌が大きいことは指摘されましたが、今回の死亡原因との因果関係は薄いとのことで、削除します。

## ふるさと体験村における迷惑行為について

ふるさと体験村の施設において、迷惑行為が発生しましたので、報告します。

### 1 宿泊施設における迷惑行為について

宿泊施設における給湯器の電源やガスボンベの栓を操作される迷惑行為が発生しました。現在、原因は特定できませんが、利用客や現場スタッフに危害が及ぶ可能性もあり、警察とも相談して対応しています。

#### **【経過】**

##### (1) 6月11日（月）

古民家1棟で風呂の湯が出ず、確認したところ、給湯器の電源が切れ、ガスボンベの栓も閉まっており、開栓すると湯が出た。

**【対応】** 給湯器は雷などで切れる可能性もあるため様子を見ることとし、宿泊施設のガスボンベの栓にガムテープを貼った。

##### (2) 7月5日（木）

古民家1棟の清掃中に湯が出ず、給湯器の電源が切れていた。

**【対応】** 翌日、給湯器のリモコンがある倉庫を施錠。

##### (3) 7月14日（土）

ログハウス1棟で湯が出ず、ガスボンベを確認したところ、栓が閉まっており、開栓するとお湯が出た。

**【対応】** 7月15日（日）、浜田警察署に相談。機材破損等の実質被害はないが業務妨害に当たる可能性あり。防犯カメラ設置を勧められ、弥栄駐在所の定期巡回を依頼。定期巡回でガスの元栓・給湯状況を確認することとした。

##### (4) 7月17日（火）

定期巡回により、ログハウス2棟のガスボンベの元栓が閉められていた。

**【対応】** 7月18日（水）、センサーライトを試験的にログハウス付近に設置。

##### (5) 7月20日（金）

ログハウス1棟でトイレの水が流れにくい状況となり、後日状況確認。

**【対応】** 7月21日（土）、業者確認により排水管内に植物の根等が詰まっており、人為的な原因ではなかったと考えられる。改めて浜田警察署に相談し、貸出用防犯カメラの設置を依頼。

##### (6) 8月7日（火）

定期巡回により、古民家1棟の給湯器電源が切られ、ログハウス2棟のガスボンベの元栓が閉められていた。

**【対応】** 同日、浜田警察署に連絡し、現場確認を依頼するも原因の特定はできなかった。今後も引き続き警察に相談しながら対応します。

## 2 ヤマメ養殖場における迷惑行為について

体験村釣堀で利用するヤマメの養殖場の監視カメラの鍵（ダイヤル式で、映像記録のSDカードの盗難防止に施錠していたもの）が開錠されました。

現場確認の結果、①監視カメラの鍵が開錠されていたこと、②数日前から周辺フェンスを結束する針金の一部が外されていたという2件の迷惑行為が確認されましたが、被害届の対象となる事案はありませんでした。

現在のところ、原因は特定できませんが、引き続き警察と相談して対応したいと考えます。

### 【経過（※概ねの時間を記載）】

8月28日（火）

- 9：40 体験村職員が餌やりのため、養殖場に到着。
- 9：50 監視カメラを確認したところ、SDカード盗難防止用の鍵が開錠されていることを発見。
- 10：00 体験村職員から弥栄支所に上記の電話連絡。
- 10：10 弥栄支所職員が弥栄駐在所に通報の上、養殖場に向かう。
- 10：30 弥栄支所職員が現場到着し、体験村職員から状況説明。
- 10：40 弥栄駐在所職員が養殖場に到着し、状況を説明。
- 11：00 浜田警察署職員が養殖場に到着。  
事情聴取（管理やカメラの設置状況等）、現場確認。
- 13：00 現場確認終了。

※被害届の対象となる事案は特定できませんでした。

盗 難：監視カメラ、ヤマメ等の紛失は確認できませんでした。

器物損壊：大きな破損は確認されませんでした。

不法侵入：監視カメラで部外者侵入は確認できませんでした。

## ふるさと体験村の運営体制変更について

平成 30 年 4 月 1 日から浜田市ふるさと体験村施設は浜田市の直営で運営していますが、8 月 31 日をもって施設長が退職したことに伴い、6 月議会で説明した運営体制を変更しましたので報告します。

### (1) 運営体制の変更

#### 【4 月 1 日以降】

施設管理者	(弥栄自治区長)
現場責任者	(弥栄支所職員)
施設長	(不在)
施設マネージャー	(委託)
委託・市職員	(委託、臨時 3 名・パート 13 名)

#### 【6 月 1 日以降】

施設管理者	(弥栄自治区長)
現場責任者	(弥栄支所職員)
施設長	(臨時)
施設マネージャー	(委託)
委託・市職員	(委託、臨時 4 名・パート 17 名)

#### 【9 月 1 日からの体制】

施設管理者	(弥栄自治区長)
現場責任者	(弥栄支所職員)
施設長	(8 月 31 日退職により不在)
施設マネージャー	(委託)
委託・市職員	(委託、臨時 3 名・パート 18 名)

※ 10 月以降については、調整中です。

平成 30 年 8 月 28 日

浜田市長 久保田 章市 様

公益財団法人ふるさと弥栄振興公社  
代表清算人 大谷 十三一



公益財団法人ふるさと弥栄振興公社の不祥事に対する対応について（報告）

平成 30 年 3 月 31 日を持って、ふるさと体験村の指定管理業務を途中で取り消しの申出を行うとともに、公益財団法人ふるさと弥栄振興公社を解散する事態を招き、浜田市及び浜田市民を始め多くの方々にご迷惑をお掛けしましたことに対し、公社の役員を代表し改めて深くお詫び申し上げます。

公益財団法人ふるさと弥栄振興公社の不祥事に対する対応についてで御座いますが、7 月 3 日に行われました浜田市議会全員協議会の場において、報告並びにお詫びを申しあげたところで御座います。

また、公社の役員としましては、理事会及び評議員会において協議をし、一連の不祥事に対するお詫びの意思表示としまして平成 29 年度の費用弁償並びに報酬については返還することを決定し、対応させて頂いた処です。

平成 30 年度は浜田市の直営による営業、それ以降は新たな指定管理者による営業が為されると聞いております。

弥栄町唯一の観光拠点施設で御座います。皆様方のご理解とご支援を頂き、より良いふるさと体験村に成りますことを願っています。

